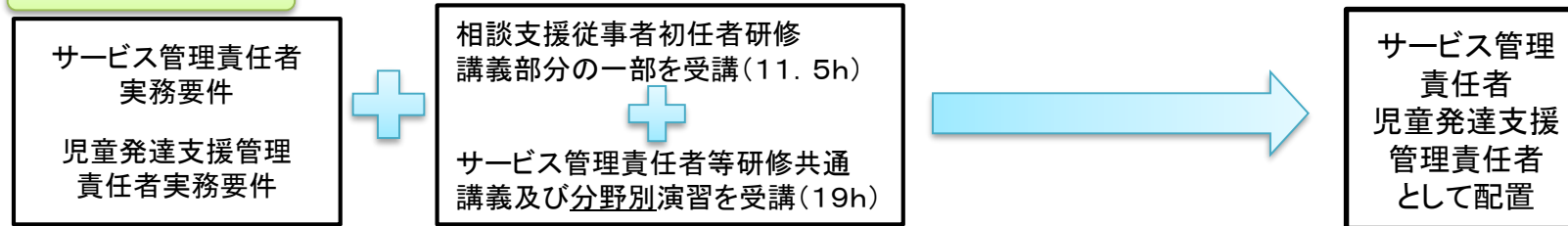


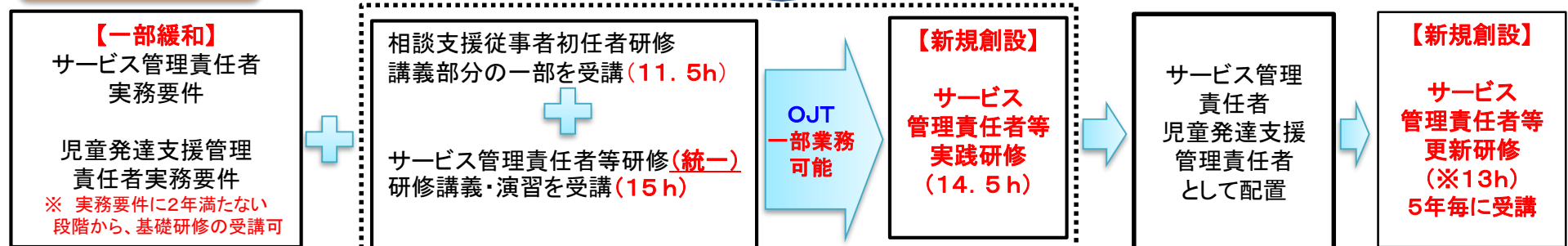
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

※平成35年度末までは、カリキュラムを一部割愛し、6時間程度の内容で実施することが可能



【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

【要件緩和事項】

現行	見直し後
①実務経験の一部緩和	
○直接支援業務 10年 ○実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年	○直接支援業務 8年 ○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 ・相談支援業務 5年 → 3年 ・直接支援業務 8年 → 6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年 → 1年
②配置時の取扱いの緩和	
○研修修了後にサービス管理責任者として配置可 ○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可 ○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③ 研修分野統合による緩和	
○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ・修了した分野のみ従事可	○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・全分野のサービスに従事可 ・平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

【注意】令和元年度から令和3年度までのサビ管・児発管基礎研修の受講者

基礎研修修了時点でサビ管・児発管としての実務経験を満たしている場合は、基礎研修修了後3年間に限り、実践研修を受講していなくてもサビ管・児発管の要件を満たしているとみなす。

（基礎研修受講後に実務経験を満たした場合を含む。また、実践研修の受講にあたっては基礎研修の修了後に2年以上の実務経験が必要）